

飲酒運転の根絶！

滋賀県では、飲酒運転による事故が後を絶ちません！

	本年	前年	増減数	増減率
発生件数	23	31	-8	-25.8
死者数	2	3	-1	-33.3
負傷者数	34	51	-17	-33.3



上の表は、今年8月末現在の「飲酒運転が関係する人身事故」の状況です。発生件数、死傷者数は昨年同時期に比べて減少しましたが、今年も2人の方が亡くなっている等、未だに飲酒運転が後を絶ちません。



- お酒を飲んだら絶対に運転はしない
- お酒を飲んだ人には車を貸さない
- 運転する人にはお酒を出さない・すすめない
- お酒を飲んだり人には運転をさせない・同乗しない



飲酒運転は犯罪です！

運転者に対する処罰

- 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転者以外の周囲の責任についての処罰

車両提供者は運転者と同じ処罰

- 運転者が酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供・車両の同乗者

- 運転者が酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金